

[事案 27-31] 配当金決定経緯説明請求

・平成 27 年 5 月 19 日 不受理決定

<事案の概要>

養老保険の満期時積立配当金が、契約時の設計書において約 721 万円と記載されていたのに対し、現在の状況では約 7 万円となることを見込まれることについて、申立人が理解できるような説明を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、満期時積立配当金は、決算において生じた剰余金を原資とするものであり、決算は保険会社の経営方針にかかわる事項であることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。